

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(4) 運営に関する基準</p> <p>居宅基準第 140 条の 32 の規定により、居宅基準第 9 条から第 13 条まで、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 34 条まで、第 35 条、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 37 条、第 38 条、第 52 条、第 101 条、第 103 条、第 104 条、第 120 条並びに第 4 節（第 127 条第 1 項及び第 140 条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (2) から (5) まで、(9)、(11)、(14)、<u>(22)</u>、<u>(24)</u> から <u>(28)</u> まで、第 3 の二の 3 の (4)、第 3 の六の 3 の (5)、(6) 及び (7) 並びに第 3 の八の 3 を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第 127 条第 2 項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90 又は 100 分の 80 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。</p> <p>なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p> <p>また、準用される居宅基準第 138 条第 2 項中「静養室」を「静養室等」と読み替える規定は、床面積が 7.43 平方メートル以上確保されている場合には、静養室以外においても基準該当短期入所生活介護を行うことができるものであり、このこと以外は、第 3 の八の 3 の (14) を準用する。</p> <p>九 短期入所療養介護</p> <p>1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第 142 条及び第 143 条）</p> <p>(1) 本則</p> <p>いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、<u>介護療養型医療施設</u>、療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設、<u>ユニット型介護医療院</u>及び<u>ユニット型指定介護療養型医療施設</u>に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 定員の遵守</p> <p>居宅基準第 154 条は、利用者に対する適切な指定短期入所療養介護の提供を確保するため、</p>	<p>(4) 運営に関する基準</p> <p>居宅基準第 140 条の 32 の規定により、居宅基準第 9 条から第 13 条まで、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 32 条から第 35 条まで、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 37 条、第 38 条、第 52 条、第 101 条、第 103 条、第 104 条、第 120 条並びに第 4 節（第 127 条第 1 項及び第 140 条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の (2) から (5) まで、(9)、(11)、(14)、<u>(21)</u> から <u>(26)</u> まで、第 3 の二の 3 の (4)、第 3 の六の 3 の (5)、(6) 及び (7) 並びに第 3 の八の 3 を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第 127 条第 2 項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90 又は 100 分の 80 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。</p> <p>なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p> <p>また、準用される居宅基準第 138 条第 2 項中「静養室」を「静養室等」と読み替える規定は、床面積が 7.43 平方メートル以上確保されている場合には、静養室以外においても基準該当短期入所生活介護を行うことができるものであり、このこと以外は、第 3 の八の 3 の (14) を準用する。</p> <p>九 短期入所療養介護</p> <p>1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第 142 条及び第 143 条）</p> <p>(1) 本則</p> <p>いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 定員の遵守</p> <p>居宅基準第 154 条は、利用者に対する適切な指定短期入所療養介護の提供を確保するため、</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>介護老人保健施設及び介護医療院についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のために利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければならないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>介護医療院である指定短期入所療養介護事業所</u>にあっては、<u>利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護の事業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設備の基準</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>同条第五号は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成●年厚生省令第●号）第45条の規定と同趣旨であるため、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成●年●月●日老企第●号）の第六の3の内容を参照されたい。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>十 特定施設入居者生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員（居宅基準第 175 条第 6 項）</p> <p><u>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>病院及び診療所の療養病床転換による機能訓練指導員の配置に関する基準緩和の経過措置（附則第 14 条）</u></p> <p><u>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床</u></p>	<p>介護老人保健施設についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のために利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければならないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>(削る)</p> <p>② (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護の事業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 設備の基準</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>十 特定施設入居者生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能訓練指導員（居宅基準第 175 条第 6 項）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>